

小城市個人番号の利活用に関する条例（案）の策定について

H27.10.21 小城市役所総務課

【マイナンバー制度】

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）が公布され、マイナンバー制度が導入されます。

マイナンバー制度は、行政の効率化、添付書類の削減などの市民への利便性の向上や、不正な受給の防止を図るなど公平・公正な社会の実現を目的とした社会基盤となるもので、社会保障・税・災害対策分野において、国・都道府県・市町村などとの情報連携を行うことができます。

【主なスケジュール】

平成27年10月下旬以降～順次

住民登録されている住所に、12桁のマイナンバーが記載された「個人番号通知カード」が送付されます。

平成28年 1月1日

番号法に定められた社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバーの利用が始まります。

希望者は申請書を提出することにより、「個人番号カード」の交付を受けることができます。

平成29年 1月

情報提供等記録開示システム（マイナポータル）の利用が始まります。

平成29年 7月

地方公共団体及び国の行政機関の間で情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会、提供が始まります。

小城市においても上記のスケジュールに合わせ、制度導入の準備を進めています。

【条例制定の理由】

番号法は次の事項について、地方公共団体が定める条例に委任しており、個人番号を独自で利用する場合や同一地方公共団体内の他機関（市長部局や教育委員会）への特定個人情報の提供を行う場合には条例を制定することとされています。

マイナンバーを利用できる事務の種類と連携できる情報の種類を特定すること、ま

たそれら特定された事務においてマイナンバーを利用する際に、その適切な取扱いを確保するための必要な措置を講じること等を規定します。

このため、以下の①～③の場合に、番号法に基づく条例を定める必要があります。

【具体的な事務】

現時点で想定している利用範囲は以下のとおりです。今後、本市において独自に利用する事務は、番号法の趣旨と市民の利便性、セキュリティの安全性等を考慮して、検討してまいります。

①番号法別表第一に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合（独自利用）

番号法第9条第2項において、個人番号を利用できる事務を番号法別表第一に定める事務（社会保障、税、災害対策に関する事務）以外で、条例に定める事務に限定する旨を規定していることから、市として独自に個人番号を利用する範囲を定めます。

①独自利用事務（例）

機関	事務
市長	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
	療育手帳に関する事務
教育委員会	就学援助に関する事務

②同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合（庁内連携）

①の事務で庁内連携が必要な特定個人情報（番号法別表第2に規定する特定個人情報）（規定例）

利用事務	特定個人情報
ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童手当関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、子どもの医療費助成関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報
療育手帳に関する事務	住民票関係情報

番号法による法定の事務については、番号法第19条第7号の規定により他の行政機関等との特定個人情報の連携について定めている同法別表第2の規定の内容を本条例において包括的に定めます。

これにより、庁内連携について規定し、同表に規定されている特定個人情報であって本市の同一機関が保有するものを、同表に規定されている事務を処理するために必要な限度で利用することを可能とします。

③ 同一地方公共団体内の他機関（市長部局から教育委員会等）へ特定個人情報を提供する場合

番号法第19条第9号において、地方公共団体内の機関間で特定個人情報の提供を行う場合、条例で定める事務に限定する旨を規定していることから、市長と教育委員会との間で提供を行う、特定個人情報の取扱いを定めます。

③ 同一地方公共団体内の他機関（市長部局から教育委員会等）へ特定個人情報を提供する場合

情報 照会機関	利用事務	情報 提供機関	特定個人情報
市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報
教育委員会	小城市就学援助規則による就学援助費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

【施行期日】 平成28年1月1日（予定）

参照条文

(番号法第9条第2項)

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(番号法第19条第9号)

地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができる。